

国際室規程

(平成十一年五月二十一日会規第四十三号)

改正 平成一一年二月一六日

同 一三年一月三一日

同 二四年二月七日

(国際室の任務)

第一条 国際室は、本会の国際活動のため次の事項を行う。

一 本会並びに弁護士及び弁護士法人の活動についての外国に対する広報に関する事項

二 国際機関、外国法曹団体等との連絡及び情報交換に関する事項

三 国際会議、外国調査等への協力に関する事項

四 本会内の国際関係委員会等への協力に関する事項

五 国際関係資料の収集及び調査・研究に関する事項

六 その他本会の国際活動のために必要な事項

(国際室の構成)

第二条 国際室に室長並びに嘱託、参与及び幹事各若干名をおく。

2 室長は、嘱託のうちから会長が指名する。

3 嘱託、参与及び幹事は、事務総長の推薦に基づき、会

- 1 -

長が委嘱する。

4 嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 参与及び幹事の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(国際室会議)

第三条 国際室に国際室会議をおく。

2 国際室会議は、第一条に定める国際室の業務に関する基本的事項を決定する。

(室長)

第四条 室長は、国際室会議の決定及び事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月一六日改正)

(施行期日)

第二条、第三条及び第四条の改正規定は、平成一二年一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三一日会規第四八号)

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に

- 2 -

伴う会規（外国特別会員関係を除く）の整備に関する規程（第一条改正）

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月七日改正）

- 1 第二条第四項及び第五項（新設）の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 第二条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。